

災害時等における水質検査の相互応援に関する協定に係る確認書

第1 第1条関係

「災害等」とは、次の災害又は不測の事態のことをいう。

- 一 災害とは、地震や風水害等の自然災害のほか、大規模な火災やテロ事件等のことをいう。
- 二 不測の事態とは、水質検査機器の故障、水質検査職員が出勤できない、又は水質検査項目が委託検査項目であり、かつ協定者が委託している水道法第20条に基づく登録水質検査機関で水質検査ができない状態をいう。

第2 第3条関係

「緊急の水質検査」とは、一両日中に給水の判断をしなければならない場合の水質検査のことをいう。

第3 第4条関係

- 1 第2項の依頼文書の様式は別紙1のとおりとする。
- 2 第3項の検体には検体識別ラベルを貼付するものとし、その様式は別紙2のとおりとする。
- 3 第4項の文書は、検査成績書として乙の公印を押印する。

第4 第5条関係

費用は、第1の災害等の区分に応じて次表のとおり甲又は乙が負担するものとする。ただし、この定めにより難しい時は、甲乙協議の上決定する。

表（費用の負担区分）

負担者 災害等	甲	乙
災害	超過勤務手当, 特殊勤務手当, 管理職員勤務手当, 夜間勤務手 当, 旅費（日当を含む。） 試料採取, 試料運搬に係る経費	給料, 調整手当等の基本的な手 当 薬品費, 材料費, 消耗機材費, 光熱費など
不測の 事態	超過勤務手当, 特殊勤務手当, 管理職員勤務手当, 夜間勤務手 当, 旅費（日当を含む。） 試料採取, 試料運搬に係る経費 水質検査項目別の分析業務費 （※）	

※「水質検査項目別の分析業務費」は、「(公社)日本水道協会発行の水質検査・管理業務等委託積算要領(平成23年12月)中の「付表「水質検査項目別の分析業務費等」の例(P.86)」のとおりとする。

第5 その他

この協定の締結者は、定期的に、機器等の操作や水質検査に係る意見交換、情報交換又は研修等の場を設け、水質管理技術の向上を図るとともに、人的、物的に緊密な協力関係を構築していくこととする。

この確認書の締結を証するため、確認書7通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年 2月 6日

広島市水道局技術部水質管理課長

仲 秀樹

福山市上下水道局水質管理センター所長

矢田 昌明

呉市上下水道局浄水課長

柳生 弘

尾道市水道局浄水課長

岡田 貴洋

三原市水道部
工務配水課長兼水質管理センター長

牧野 明治

府中市上水下水道課長

池田 弘昭

広島県企業局水質管理センター所長

前藤 富雄

平成 年 月 日

〇〇市水道事業管理者 様

△△市水道事業管理者

水質検査について（依頼）

このことについて、緊急の水質検査が必要となったので、災害時等における水質検査の相互応援に関する協定（平成26年**月**日締結）に基づき、次のとおり水質検査を実施してください。

1. 依頼の理由	○	協定書第3条第1号に該当 (記載例: 台風**号が原因の土砂災害により水質検査室が被災し、検査機器等が使用できなくなったため)	
		協定書第3条第2号に該当 (記載例: 原水汚染事案が発生し、緊急に水質検査を実施しようとしたところ、何らかの原因により検査機器等が使用できなくなっていたため)	
2. 検査の目的	記載例: 第1号の例: 被災した施設の応急復旧後の給水再開可否の判断 第2号の例: 原水取水再開の判断		
3. 検査の内容	種別	検体数及び容器	検査項目
	① ◇◇配水池通水前検査	検体数 : 1件 採水容器 : 3本	検体識別ラベルに記載の**項目
	② 〇〇水源の原水検査	検体数 : 1件 採水容器 : 2本	検体識別ラベルに記載の**項目
4. 検体の搬入日時	① *月*日 11:00 ※復旧工事の完了予定日 (*月*日)		
	② *月*日 11:00		
5. その他			

担当課 〇〇〇〇課

電話

(担当 □□)

検体番号	①-No. 1
採水者	〇〇市水道局
採水日	平成 年 月 日
採水場所	
採水した水の状態	
検査項目	